

## 申入れ協議終了のご連絡

令和3年11月19日

東京都港区赤坂2丁目12番12号

Martial Arts 赤坂溜池山王ビル5階

NN赤坂溜池法律事務所

パラカ株式会社代理人

弁護士 成瀬直邦 殿

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人のパラカ株式会社（以下「貴社」といいます。）に対する平成30年12月5日付け再申入書（以下「再申入書」といいます。）の件につきまして、当法人は、貴職に対し、以下のとおりご連絡いたします。

貴職からの令和3年7月28日付け回答書によりますと、貴社は、当法人が再申入書で指摘しました本件規定①及び本件規定②を削除されるとのことですので、本書をもちまして、今回の申入れ協議は終了とさせていただきます。

もともと、再申入書によるその余の申入れ事項に応じていただけないことは遺憾であり、事業者には、消費者契約の条項を定めるに当たって、契約内容がその解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮する義務があること（消費者契約法第3条第1項第1号）などからすれば、駐車場内等の表示も、実際の取扱いに即した利用者に分かりやすいものとするように努めていただきたく存じます。

また、当法人としましては、今後も各事業者の駐車場利用規約等に不当な条項がないかなどを注視し、消費者からの情報提供等の状況次第では、改めて貴社に対する申入れ

をさせていただくこともありますので、その旨ご留意ください。

なお、本書面につきましても、これまでと同様、当法人の活動目的のため、公表させていただきますことを申し添えいたします。

草々